

那覇市公報

第 1 7 1 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築指導課）………… 1609
- 那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1613
- 那覇市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）………… 1623
- 那覇市柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）………… 1630

◇告 示◇

- 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について（建築指導課）…………… 1636
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1637
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1637
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1638
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1639
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）…………… 1640
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1641

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について
(保護管理課) 1642

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
(保護管理課) 1643

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について
(保護管理課) 1644

◇ 公 告 ◇

○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 1645

○ (仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定の認可及び縦覧について
(建築指導課) 1646

○制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について (環境衛生課) 1647

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1651

○那覇市排水設備指定工事店の異動について 1652

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則 1653

◇ 正 誤 ◇

○那覇市公報第 1704 号の正誤 1656

○那覇市公報第 1705 号の正誤 1656

規 則

那覇市規則第 1 号

平成30年 2 月 23 日

公 布 済

那覇市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。

以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）評価機関 次に掲げるものをいう。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会

イ 一般社団法人沖縄県建築士事務所協会

（2）耐震診断評価書 建築物の耐震診断の結果を評価機関が証する書類をいう。

（3）各階平面図等 省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図をいう。

（4）床面積求積図 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示したものをいう。

（5）資格者等証明書 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類をいう。

（6）耐震改修計画評価書 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを評価機関が証する書類をいう。

（耐震診断の結果の報告書の添付書類）

第3条 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）耐震診断評価書の写し

（2）各階平面図等

- (3) 床面積求積図
- (4) 資格者等証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震改修計画評価書の写し
- (2) 省令第28条第1項の表(い)の項に掲げる図書
- (3) 床面積求積図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同条第1項の規定により認定を申請する場合については、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項の構造計算書を添えることを要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第5条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添えて法第22条第1項の規定による申請を行う場合 次に掲げる書類
 - ア 現況調査報告書
 - イ 当該申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを証するものとして市長が定める書類
 - ウ 床面積求積図
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 省令第33条第1項第2号の国土交通大臣が定める書類を添えて法第22条第1項の規定による申請を行う場合 次に掲げる書類
 - ア 現況調査報告書
 - イ 各階平面図等
 - ウ 床面積求積図
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断評価書又は耐震改修計画評価書の写し

- (2) 現況調査報告書
 - (3) 各階平面図等
 - (4) 床面積求積図
 - (5) 資格者等証明書(耐震診断評価書の写しを添える場合に限る。)
 - (6) 建築物の耐震改修工事の施工状況報告書(耐震改修計画評価書の写しを添える場合に限る。)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同条第1項の規定により認定を申請する場合については、省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。
- 4 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 現況調査報告書
 - (2) 各階平面図等
 - (3) 床面積求積図
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)
- 第6条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 耐震診断評価書の写し
 - (2) 各階平面図等
 - (3) 床面積求積図
 - (4) 資格者等証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 法第25条第1項の規定により認定を申請する場合については、省令第37条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。
- (様式)

第7条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	根拠条項
現況調査報告書	第5条第1項第1号ア及び第2号ア、 第2項第2号並びに第4項第1号

建築物の耐震改修工事の施工状況報告書

第5条第2項第6号

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で、耐震診断評価書の交付を受けていないものについては、当該建築物に係る耐震診断の結果を示す書類並びに省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書のうち、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図をもって、耐震診断評価書に代えることができる。

那覇市規則第 2 号

平成30年 2 月23日

公 布 済

那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

那覇市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設の届出) 第2条 法第9条の2第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届(第1号様式)</u>に必要な書類を添えて、<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (変更の届出) 第3条 法第9条の2第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届出事項変更届(第2号様式)</u>を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (休止等の届出) 第4条 法第9条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所休止・廃止・再開届(第3号様式)</u>を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (出張専業施術業務開始等の届出) 第5条 法第9条の3前段の規定による届出をしようとする者は、<u>出張専業施術業務開始届(第4号様式)</u>に必要な書類を添えて<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 2 法第9条の3後段の規定による届出は、<u>出張専業施術業務休止・廃止・再開届(第5号様式)</u>を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (市外に住所を有する施術者の滞在業務の届出) 第6条 法第9条の4の規定による届出をしようとする者は、<u>市外居住者滞在業務開始届(第6号様式)</u>に必要な書類を添えて<u>保健所長</u>に提出しなければならない。	(開設の届出) 第2条 法第9条の2第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届</u>に必要な書類を添えて、<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (変更の届出) 第3条 法第9条の2第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届出事項変更届</u>に必要な書類を添えて、<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (休止等の届出) 第4条 法第9条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所(休止・廃止・再開)届</u>を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (出張専業施術業務開始等の届出) 第5条 法第9条の3前段の規定による届出をしようとする者は、<u>出張専業施術業務開始届</u>に必要な書類を添えて、<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 2 法第9条の3後段の規定による届出は、<u>出張専業施術業務(休止・廃止・再開)届</u>を<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (市外に住所を有する施術者の滞在業務の届出) 第6条 法第9条の4の規定による届出をしようとする者は、<u>市外居住者滞在業務開始届</u>に必要な書類を添えて、<u>保健所長</u>に提出しなければならない。 (様式) 第7条 この規則の規定による次の表の文

第7条 〔略〕 〔第1号様式～第6号様式 別記〕	書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書の名称</th><th>根拠条項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施術所開設届</td><td>第2条</td></tr> <tr> <td>施術所開設届出事項 変更届</td><td>第3条</td></tr> <tr> <td>施術所(休止・廃止・ 再開)届</td><td>第4条</td></tr> <tr> <td>出張専業施術業務開 始届</td><td>第5条第1項</td></tr> <tr> <td>出張専業施術業務 (休止・廃止・再開) 届</td><td>第5条第2項</td></tr> <tr> <td>市外居住者滞在業務 開始届</td><td>第6条</td></tr> </tbody> </table> 第8条 〔略〕	文書の名称	根拠条項	施術所開設届	第2条	施術所開設届出事項 変更届	第3条	施術所(休止・廃止・ 再開)届	第4条	出張専業施術業務開 始届	第5条第1項	出張専業施術業務 (休止・廃止・再開) 届	第5条第2項	市外居住者滞在業務 開始届	第6条
文書の名称	根拠条項														
施術所開設届	第2条														
施術所開設届出事項 変更届	第3条														
施術所(休止・廃止・ 再開)届	第4条														
出張専業施術業務開 始届	第5条第1項														
出張専業施術業務 (休止・廃止・再開) 届	第5条第2項														
市外居住者滞在業務 開始届	第6条														
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。															

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

施術所開設届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

開設年月日	年 月 日			
名 称				
所 在 地				
電 話 番 号				
業務の種類	☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう			
施 術 者	第2面のとおりに記載			
構 造 設 備	施術室面積	m ²	待合室面積	m ²
	換 気 装 置	☐ 有 ☐ 無	消 毒 設 備	☐ 有 ☐ 無
	外気解放面積の割合	施術室の()%		
	採光・照明	※適()ルクス		
建物の構造概要	☐ 耐火構造 ☐ 木造 ☐ その他()	()階建ての ()階部分	自宅との兼用 ☐ 有 ☐ 無	

(添付書類)

- 1 施術所の平面図(各部屋の縦横の長さ、用途及び設備等並びに窓及び換気装置の位置を明示すること。)
- 2 敷地の平面図及び付近の見取図
- 3 業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

(注)

※欄は記入しないでください。

(第2面)

施術者氏名	あん摩マツサージ指圧師		はり師		きゆう師		目が見えない 者である場合 はその旨
	登録番号	登録年月日	登録番号	登録年月日	登録番号	登録年月日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	年 月 日	

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

施術所開設届出事項変更届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	(旧)	
	(新)	
変 更 理 由		

(備考)

施術者が目が見えない者である場合には、その旨記載すること。

(添付書類)

- 1 構造設備の変更があるときは、変更後の平面図
- 2 変更事項が業務に従事する施術者である場合は、施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

[改正前 別記]

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所休止・廃止・再開届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予定期間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

[改正前 別記]

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

出張専業施術業務開始届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

業務開始年月日		年 月 日	
業 務 の 種 類		☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう	
免許の 種類等	あん摩マツサージ指圧師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	はり師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	きゆう師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
目が見えない者である場合はその旨			

(添付書類)

業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

[改正前 別記]

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

出張専業施術業務休止・廃止・再開届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段の規定により、次のとおり届け出ます。

休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予定期間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

[改正前 別記]

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

市外居住者滞在業務開始届

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

業務を行う場所			
業務を行う期間		自 年 月 日 至 年 月 日	
業 務 の 種 類		☐ あん摩マツサージ指圧 ☐ はり ☐ きゆう	
免許の種類等	あん摩マツサージ指圧師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	はり師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
	きゆう師	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
目が見えない者である場合はその旨			

(添付書類)

業務に従事する施術者のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の写し

那覇市規則第 3 号

平成30年 2 月 23 日

公 布 済

那覇市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

那覇市歯科技工士法施行細則(平成25年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(開設の届出等) 第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所の開設の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の届出があったときは、歯科技工所開設届出済証(第2号様式)を交付するものとする。 (変更の届出) 第3条 法第21条第1項後段の規定による歯科技工所の届出事項の変更の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届出事項変更届(第3号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (休止等の届出) 第4条 法第21条第2項の規定により歯科技工所の休止若しくは廃止又は休止した歯科技工所の再開の届出をしようとする者は、歯科技工所(休止・廃止・再開)届(第4号様式)を保健所長へ提出しなければならない。 第5条 [略]	(開設の届出等) 第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所の開設の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の届出があったときは、歯科技工所開設届出済証を交付するものとする。 (変更の届出) 第3条 法第21条第1項後段の規定による歯科技工所の届出事項の変更の届出をしようとする者は、歯科技工所開設届出事項変更届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。 (休止等の届出) 第4条 法第21条第2項の規定により歯科技工所の休止若しくは廃止又は休止した歯科技工所の再開の届出をしようとする者は、歯科技工所(休止・廃止・再開)届を保健所長へ提出しなければならない。 (様式) 第5条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>根拠条項</th></tr> <tr> <td>歯科技工所開設届</td><td>第2条第1項</td></tr> <tr> <td>歯科技工所開設届出済証</td><td>第2条第2項</td></tr> <tr> <td>歯科技工所開設届出事項変更届</td><td>第3条</td></tr> <tr> <td>歯科技工所(休止・廃止・再開)届</td><td>第4条</td></tr> </table> 第6条 [略]	文書の名称	根拠条項	歯科技工所開設届	第2条第1項	歯科技工所開設届出済証	第2条第2項	歯科技工所開設届出事項変更届	第3条	歯科技工所(休止・廃止・再開)届	第4条
文書の名称	根拠条項										
歯科技工所開設届	第2条第1項										
歯科技工所開設届出済証	第2条第2項										
歯科技工所開設届出事項変更届	第3条										
歯科技工所(休止・廃止・再開)届	第4条										

[第1号様式～第4号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

歯科技工所開設届

歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

歯科技工所	名 称	
	開設場所	
管理者	氏 名	
	住 所	
業務に従事する者の氏名		
開設年月日	年 月 日	

(添付書類)

- 1 管理者の免許証の写し
- 2 敷地及び建物の平面図並びに付近の見取図
- 3 構造設備の概要を明らかにした書類

〔改正前 別記〕

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

開設者 住所

氏名

様

那覇市保健所長

印

歯科技工所開設届出済証

年 月 日付けで歯科技工士法第21条第1項前段の規定による届出があったことを証します。

記

歯科技工所	名 称	
	開設場所	
開設年月日	年 月 日	
備 考		

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

歯科技工所開設届出事項変更届

歯科技工士法第21条第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

歯科技工所	名 称		電話番号	
	開設場所			
届出済証年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
変 更 事 項	変更前			
	変更後			
変 更 理 由				
変 更 年 月 日	年 月 日			

(添付書類)

- 1 構造設備を変更した場合は、平面図
- 2 管理者を変更した場合は、免許証の写し

[改正前 別記]

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称、代表者の氏名及び電話番号

歯科技工所(休止・廃止・再開)届

歯科技工所を(休止・廃止・再開)したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

歯 科 技 工 所	名 称		電話番号	
	開設場所			
届出済証年月日	年 月 日			
及び番号	第 号			
(休止・廃止・再開) の理由				
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
(廃止・再開)年月日	年 月 日			

那覇市規則第 4 号

平成30年 2 月 23 日

公 布 済

那覇市柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

那覇市柔道整復師法施行細則(平成25年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(開設の届出) 第2条 法第19条第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届(第1号様式)</u>に、<u>必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</u> (変更の届出) 第3条 法第19条第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届出事項変更届(第2号様式)</u>を保健所長に提出しなければならない。 (休止等の届出) 第4条 法第19条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所休止・廃止・再開届(第3号様式)</u>を保健所長に提出しなければならない。 第5条 [略] [第1号様式～第3号様式 別記]	(開設の届出) 第2条 法第19条第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u> (変更の届出) 第3条 法第19条第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所開設届出事項変更届に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u> (休止等の届出) 第4条 法第19条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>施術所(休止・廃止・再開)届</u>を保健所長に提出しなければならない。 (様式) 第5条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>根拠条項</th></tr> <tr> <td>施術所開設届</td><td>第2条</td></tr> <tr> <td>施術所開設届出事項変更届</td><td>第3条</td></tr> <tr> <td>施術所(休止・廃止・再開)届</td><td>第4条</td></tr> </table> 第6条 [略]	文書の名称	根拠条項	施術所開設届	第2条	施術所開設届出事項変更届	第3条	施術所(休止・廃止・再開)届	第4条
文書の名称	根拠条項								
施術所開設届	第2条								
施術所開設届出事項変更届	第3条								
施術所(休止・廃止・再開)届	第4条								
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。									

4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

施術所開設届

柔道整復師法第19条第1項前段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

開設年月日	年 月 日		
名 称			
開設の場所			
電 話 番 号			
業務に従事	氏 名	登録番号	登録年月日
する柔道整 復師		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日
構 造 設 備	施術室面積	m ²	待合室面積 m ²
	換気装置	☐ 有 ☐ 無	消毒設備 ☐ 有 ☐ 無
	外気解放面積の割合	施術室の()%	
	採光・照明	※適(ルクス)	
建物の構造 概要	☐ 耐火構造 ☐ 木造 ☐ その他()	()階建ての ()階部分	自宅との兼用 ☐ 有 ☐ 無

(添付書類)

- 1 施術所の平面図
- 2 敷地の平面図及び付近の見取図
- 3 業務に従事する施術者の柔道整復師免許証の写し

(注)

※欄は記入しないでください。

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在

地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所開設届出事項変更届

柔道整復師法第19条第1項後段の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		
変更年月日	年 月 日	
変 更 事 項	(旧)	
	(新)	
変 更 理 由		

(添付書類)

- 1 構造設備の変更があるときは、変更後の平面図
- 2 変更事項が業務に従事する柔道整復師である場合は、業務に従事する施術者の柔道整復師免許証の写し

[改正前 別記]

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

施術所休止・廃止・再開届

柔道整復師法第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
休止・廃止・ 再開年月日	年 月 日
休止の場合の 予 定 期 間	年 月 日まで
休止・廃止・ 再開した理由	

告 示

那覇市告示第 419 号

平成 30 年 2 月 21 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 9 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 30 年 2 月 21 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市繁多川二丁目 435- 2、-10、-11、-12、-13
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 65.73m 幅員 2.95～3.79m

那覇市告示第 468 号

平成 30 年 3 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 2 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	城本 高志	神経内科	大浜第一病院
2	橋爪 史子	内科	ゆずりは訪問診療所

那覇市告示第 469 号

平成 30 年 3 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 3 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
イオン薬局 那覇店 那覇市金城 5-10-2 イオン那覇店 1 F	イオン琉球株式会社 代表取締役社長 佐方 圭二	育成医療・更生医療

那覇市告示第 470 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
当山美容形成外科	医療法人 形成会	平成 30 年 1 月 9 日
那覇市久茂地三丁目 7 番 1 号		
那覇センター薬局	株式会社 那覇調剤センター	平成 30 年 1 月 1 日
那覇市久茂地三丁目 13 番 8 号 レジデンス森山ビル 1 階		
新泉堂薬局 旭町店	吉田 安樹	平成 30 年 1 月 1 日
那覇市旭町 112 番地 1 金秀ビル西館 1 階		

那覇市告示第 471 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
那覇センター薬局	株式会社那 覇調剤センター	平成 30 年 1 月 1 日
那覇市久茂地三丁目 13 番 1 号		
新泉堂薬局 旭町店	吉田 和子	平成 30 年 1 月 1 日
那覇市旭町 112 番地 1 金秀ビル西館 1 階		
くがに薬局 おもろまち店	嘉手川 育子	平成 30 年 1 月 31 日
那覇市安謝一丁目 10 番 30 号 スカイエスト 1 階		
当山美容形成外科	医療法人 形成会	平成 30 年 1 月 8 日
那覇市久茂地二丁目 11 番 18 号		
石原耳鼻咽喉科医院	石原 文隆	平成 30 年 1 月 31 日
那覇市久茂地三丁目 17 番 16 号		

大原病院	銘苅 朝規	平成 30 年 1 月 31 日
那覇市寄宮三丁目 12 番 12 号		

那覇市告示第 472 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 51 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	辞退年月日
所 在 地			
にじいろ歯科クリニック	寺田 健		平成 30 年 2 月 1 日
那覇市田原 1 丁目 4 番地 3 号 ハイソオナガ 1 階			

那覇市告示第 473 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小規模多機能型施設 城岳 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)	平成 30 年 2 月 28 日
那覇市楚辺二丁目 2 番 32 号	
大原病院 (訪問看護)	平成 30 年 1 月 31 日
那覇市寄宮三丁目 12 番 12 号	

那覇市告示第 474 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
指定居宅介護事業所 いやしの郷おおうら (居宅介護支援)	平成 30 年 2 月 1 日
那覇市高良三丁目 5 番 22 号	

那覇市告示第 475 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
當山 貴也	はり・きゅう	平成 30 年 1 月 19 日
ガンジウ社	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	

那覇市告示第 476 号

平成 30 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
糸数 昌治	おなが小禄整骨院	平成 29 年 12 月 20 日
	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	

公 告

那覇市公告第 586 号

平成 30 年 2 月 28 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 1 月 12 日 第 H29-06-01 号 那覇市指令都建第 3039 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字国場前原 333 番 1、325 番 1
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市港町 3 丁目 4 番 18 号
株式会社 沖縄ファミリーマート
代表取締役社長 野崎 真人
- 5 検査済証番号
平成 30 年 2 月 15 日 那都建第 421 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 2 月 6 日

那覇市公告第 614 号

平成 30 年 3 月 5 日

掲 示 済

(仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 76 条の 3 第 2 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 4 項の規定により準用する建築基準法第 73 条第 2 項の規定により公告する。

また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
平成 30 年 3 月 5 日
- 3 建築協定の名称
(仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定
- 4 建築協定の地名地番
那覇市首里金城町 2 丁目 60 番 2、61 番 3、61 番 5、61 番 6
那覇市首里寒川町 1 丁目 78 番 24、78 番 13
- 5 縦覧場所
那覇市 都市計画部 建築指導課
那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 9 階

那覇市公告第 619 号

平成 30 年 3 月 8 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 (平成 30～34 年度)ハブ・衛生害虫等対策業務委託
- (2) 業務内容 ①ハブ対策に関する業務
②そ族・衛生害虫対策に関する業務
③感染症の予防及び蔓延防止のための消毒業務
※ 業務の詳細は、「ハブ・衛生害虫等対策業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおりとする。
- (3) 実施場所 那覇市内一円
- (4) 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

2 入札参加資格要件

入札参加希望者は、入札公告日から開札日までの間、次に掲げる事項をすべて満たす者であること。

- ① 沖縄県内に本店又は支店若しくは営業所がある法人であること。
- ② 一般競争入札に係る契約を締結する能力のない者及び破産手続の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑤ 那覇市における公共工事、物品の売買その他の請負契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 租税公課に滞納がないなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑦ 過去 3 年間に、ハブ対策、そ族・衛生害虫対策及び感染症の予防及び蔓延防止のための消毒業務（以下「委託業務」という。）について、官公署との間に契約実績があり、その契約を誠実かつ適正に履行した者であること。
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号

の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けている者であること。

- ⑨ 委託業務に従事させる業務員は、常駐で4名以上配置することができる者であること。ただし、正規社員は、3名以上配置し、そのうち少なくとも1名は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第29条第3号（イ）又は（ロ）に該当する者であり、その他の者のうち少なくとも1名は、規則第29条第4号に規定する研修を修了した者を配置できる者であること。また、危険生物（ハブ・ハチ等）の防除等に関する研修を修了した者を配置できる者であること。
- ⑩ 仕様書に定める業務内容を確実に遂行できる者であること。

3 入札説明会及び現場説明

- (1) 日 時 平成30年3月15日（木）午後2時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 南風原町字新川641番地（エコマール那覇プラザ棟4階）
那覇市環境部環境衛生課・会議室
- (3) 留意事項 ※本入札は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型とする。
※入札説明会及び現場説明に参加しない者は、入札に参加できない。
※入札日までに一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）を提出しない者は、入札に参加できない。
※当日は入札に関する説明のほか、業務作業を行なう場所、貸与する資器材等に関する現場説明も実施する。
※本件入札に係る契約書（案）及び入札書等は、入札説明会で配付する。
※入札説明会及び現場説明に参加する者の数は2名までとする。

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年3月20日（火）午後2時（※時間厳守のこと）
- (2) 場 所 南風原町字新川641番地（エコマール那覇プラザ棟4階）
那覇市環境部環境衛生課・会議室
- (3) 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除する。
- (4) 入札に関する注意事項
- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印すること。
印鑑は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札金額は、5年間分の金額で消費税を含まない金額を記載すること。
また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。
- ③ 代理人が入札を行なう場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効とする。また、委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- ④ 電話又は郵便による入札は認めない。

- ⑤ 入札に際しては、地方自治法、同法施行令及び那覇市契約規則を遵守すること。
- ⑥ 提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ⑦ 入札開始時刻に遅刻した者及び入札に参加しなかった者は、失格とする。
- ⑧ 入札参加者が 1 社の場合であっても、入札は有効とする。
- ⑨ 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者及び代理人の面前で行う。
- ⑩ 開札の結果、落札に至らない場合は直ちに再度入札を行なう。ただし、入札の回数は 3 回までとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- ③ 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- ④ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定

- ① 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下これらを「落札候補者」という。）から順次順位を付する。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 同額の落札候補者が 2 人以上いる場合は、直ちに当該入札者に、くじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、本件入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 入札の中止等

不正な入札が行なわれるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は延期する。

(8) 落札決定の取消し

落札決定後において、落札者が無効の入札を行なっていたことが判明した場合は、落札決定を取消す。

5 入札参加資格審査（※落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次に掲げる「資格審査書類」を全て那覇市環境衛生課まで持参のうえ提出すること。

(1) 資格審査書類

- ① 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
(提出日より 3 か月以内に発行されたもの)
- ② 印鑑証明書の原本 (提出日より 3 か月以内に発行されたもの)
- ③ 受託実績表 (様式 2)
- ④ 建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書の写し

⑤ 本委託業務に従事させる業務員予定候補者名簿(様式3)及び修了証書の写し

⑥ 暴力団等に関する誓約書(様式4)

⑦ 決算書等の写し(財務諸表「直近1年分の貸借対照表、損益計算書」)

⑧ 完納証明書の写し(提出日より3か月以内に発行されたもの)

下表に該当する税目の「完納証明書」を提出すること。

区 分	税 目	証明書 発行者	提出する 年 度
国 税	法人税	所轄税務署 (税務署様式その3の3)	—
	消費税及び地方消費税		
都道府県税	全て	都道府県税事務所	直 近 1 年分
市町村税	全て	本店所在地	直 近 1 年分

※市町村税については、本店所在地に係るものに限る。

(2) 受付時間 平日の9時から17時まで受付。(※但し、12時から13時の間を除く。)

(3) 提 出 先 南風原町字新川 641 番地 (エコマール那覇プラザ棟 4 階)
那覇市環境部環境衛生課
※郵送による提出は認めない。

6 入札参加資格審査の結果

(1) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

(2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている適格者と認定した場合は、「落札者決定通知書(様式5)」により、落札者として決定する。

(3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない不適格者と認定された場合は、「入札参加資格要件不適格通知書(様式6)」により通知する。

7 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 9 号に基づき免除する。

8 その他

(1) 入札参加者は、法令を順守すること。

(2) 入札参加資格審査のため提出された資格審査書類等は返還しない。

(3) 資格審査書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除する。

9 お問合せ先

南風原町字新川 641 番地 (エコマール那覇プラザ棟 4 階)

那覇市環境部環境衛生課 (担当: 屋比久、真栄城)

T E L : (098)-951-1530

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号

平成 30 年 3 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 499 号
指定工事店名	株式会社水渉工業
営業所所在地	沖縄県南城市大里字古堅 461 番地 1
代表者氏名	大城 渉
有効期間	自 平成30年 1 月 29 日 至 平成34年 3 月 31 日
指定(登録)番号	第 500 号
指定工事店名	克伸工業
営業所所在地	沖縄県島尻郡与那原町字与那原 2582 番地の 3
代表者氏名	儀間 克也
有効期間	自 平成30年 2 月 2 日 至 平成34年 3 月 31 日
指定(登録)番号	第 501 号
指定工事店名	株式会社剛設備社
営業所所在地	沖縄県糸満市西川町 13 番 16 号 1 F
代表者名	名嘉真 剛志
有効期間	自 平成30年 2 月 5 日 至 平成34年 3 月 31 日

指定(登録)番号	第 502 号
指定工事店名	有限会社伊敷興業
営業所所在地	沖縄県糸満市字小波蔵 114 番地の 1
代表者名	伊敷 美智代
有効期間	自 平成 30 年 2 月 13 日 至 平成 34 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 32 号
平成 30 年 3 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 260 号
指定工事店名	株式会社みらい設備工業
営業所所在地	沖縄県島尻郡南風原町字兼城306番地15
代表者氏名	下地 重信
有効期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日
異動年月日	平成30年2月9日
異動事由	商号変更

指定(登録)番号	第 483 号
指定工事店名	株式会社タイカ工業
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字佐敷354番地
代表者氏名	國頭 あゆみ
有効期間	自 平成28年1月22日 至 平成32年3月31日
異動年月日	平成30年2月8日
異動事由	商号、代表者、営業所所在地変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第2号

平 成 3 0 年 2 月 2 8 日

公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 本 仲 範 男

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（実施校） 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 〔表 別記〕	（実施校） 第2条 〔略〕 〔表 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第2条の表〕

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校
〔略〕	
真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 大道小学校 寄宮中学校 石田中学校 <u>松城中学校</u> 仲井真中学校 真和志中学校
〔略〕	
安謝学校給食センター	安謝小学校 <u>安岡中学校</u>
天久学校給食センター	天久小学校 <u>那覇中学校</u>
〔略〕	

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校 <u>松城中学校</u>
[略]	
真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 大道小学校 寄宮中学校 石田中学校 仲井真中学校 真和志中学校
[略]	
安謝学校給食センター	安謝小学校 <u>那覇中学校</u>
天久学校給食センター	天久小学校 <u>安岡中学校</u>
[略]	

 正 誤

○那覇市公報第 1704 号の正誤

2017（平成 29）年 11 月 15 日付け那覇市公報第 1704 号に登載された那覇市告示第 303 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1125	上から 10 行目	土壌汚染対策法施行規則 （平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の 基準に	土壌汚染対策法施行規則 （平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の 基準に

○那覇市公報第 1705 号の正誤

2017（平成 29）年 12 月 1 日付け那覇市公報第 1705 号に登載された那覇市告示第 327 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1172	上から 11 行目	土壌汚染対策法施行規則 （平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の 基準に	土壌汚染対策法施行規則 （平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の 基準に